

質問に対する回答について

工事名) 東北自動車道 竜ヶ森トンネル補強工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	<p>入札公告(説明書)「第4 総合評価落札方式 4-6. 技術提案書の採否の確認等(3) 表内◇留意事項①」『①特記仕様書における「設計図書の変更及び追加について」に記載がある項目に対する技術提案は評価対象としない』と記載があり、特記仕様書の対象箇所(P27 23-1)には『(1)漏水防止樋の撤去時の漏水に対する止水工又は導水工の追加』の記載があります。「漏水防止樋の撤去時の漏水」が内面補強工施工前の漏水に該当すると、内面補強工施工前の漏水箇所に止水・導水を追加する提案は評価対象外となってしまいます。この一連の文章の解釈として、以下の①～③で当てはまるものはありますでしょうか。また①～③に該当しない場合は、解釈をご教示下さい。</p> <p>①「漏水防止樋の撤去時の漏水」とは「内面補強工施工時の漏水」であり、内面補強工施工の際において漏水箇所の止水・導水を追加する提案はすべて評価対象としない。</p> <p>②「漏水防止樋の撤去時の漏水」とは「内面補強工施工時の漏水」とは異なり「ひび割れ注入工施工前の漏水」を示している。ひび割れ注入工施工完了時(内面補強工施工前)の漏水箇所へ止水・導水を追加する提案は評価対象となる。</p> <p>③「漏水防止樋の撤去時の漏水」とは「漏水防止樋撤去時において明らかに標準工法で対処できない大量の漏水(設計変更対象)」を指しており、発注図書に示された標準施工で対処可能な量の湧水に対する止水工又は導水工の追加は評価対象となる。</p>	<p>特記仕様書P37「23-1 設計図書の変更及び追加について」(1)に示す事項は、「漏水防止樋撤去工」の施工時に関わるものであり、「漏水防止樋の撤去時の漏水に対する止水工又は導水工の追加」は技術提案の対象となりません。</p>
2	<p>特記仕様書P20「22-5ひび割れ注入工」本工事で施工するひび割れ注入工は止水を目的で行うものでしょうか。ご教示下さい。</p>	<p>ひび割れの補修を目的として行うものです。</p>